

す 広報 おう 大島



～私たちの たのしい すみたい いきたい島～

6

 月号

2026(令和8)年
No. 261

潮風を感じて、
島を駆ける



5月17日 サイクルイベント「シマクル2026」

日頃の備えと早めの避難を

6月は「土砂災害防止月間」

例年梅雨時期には、全国各地で土砂災害が頻発し、時には尊い人命が奪われています。いつ、どこで起こるか分からない土砂災害から身を守るもつとも確実な方法は「逃げる」です。

自分が住んでいる場所にどんな危険があるか、どこを通って、どこに避難するか、どのタイミングで避難するか、家族との連絡をどうやってとるかなど、梅雨入りのこの時期に是非これらのことを確認していただき、家族や地域の皆さんと一緒に考え、土砂災害による被害を防ぎましょう。

災害リスクを確認

あらかじめ土砂災害ハザードマップ等を確認し、自宅等付近の土砂災害警戒区域・特別警戒区域を確認してください。(土砂災害ハザードマップは作成時に全戸配布しています)

大雨時の河川の災害リスクについては、洪水ハザードマップを確認してください。(6月の文書配布で町内14河川の洪水ハザードマップを関係地区に配布しています)

※各ハザードマップは町ホームページからも確認できます。



町ホームページ

雨の降り方に注意!

土砂災害発生危険性が高まったときは、土砂災害警戒情報が発表されまます。この情報が発表された場合は、町から避難指示が発令されます。付近の状況などに注意して避難行動をとり、安全を確保してください。(土砂災害警戒区域・特別警戒区域内に自宅等がある場合は、立退き避難をしてください。また、区域内ではなくても、自宅と区域が近い場合や異変を感じた場合は立退き避難を心がけてください。)土砂災害警戒情報が発表されていなくても、土砂災害が発生する危険があります。異変を感じたら、ただちに安全なところへ避難してください。

避難行動について

避難とは、難を避け安全を確保することです。次に挙げる行動があります。

- 町が開設する避難所への避難
- 安全な親戚・知人宅への避難
- 安全な建物(強固な建物)への避難
- 自宅が安全な場合は、自宅に留まることも避難行動の一つです。

※避難する時間がない場合は、2階や崖から離れた部屋など少しでも安全な場所に避難してください。

気象情報・避難情報の確認

気象台が発表する注意報・警報など気象情報には十分注意し、災害に備えましょう。また、大雨警報・土砂災害警戒情報の発表時で、さらに災害の発生リスクが高まった場合は、町防災行政無線や防災メール等でお知らせしますので、早めの避難をお願いします。

▼避難情報の確認には「山口県土木防災情報システム」をご利用ください。

▼周防大島町防災メール登録方法・変更方法

次のメールアドレスに件名・本文を入力せずにメールを送信してください。(二次元コードからも送信できます)

〒759-0200 周防大島町 総務課 消防防災班

お問い合わせ t-suo-oshima@sg.jp

0820(74)1000



防災情報

警戒レベルと避難情報等

| | |
|---------------------|---|
| 5 | <p>きんきゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保 (災害発生または切迫) 命の危険 直ちに安全確保!</p> |
| ～ 警戒レベル4までに必ず避難を! ～ | |
| 4 | <p>ひなんしじ 避難指示 (災害のおそれが高い) 危険な場所から全員避難</p> |
| 3 | <p>こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 (災害のおそれあり) 危険な場所から高齢者等は避難</p> |
| 2 | <p>大雨・土砂災害・高潮注意報 (気象庁発表) 自らの避難行動を確認する</p> |
| 1 | <p>早期注意情報 (気象庁発表) 災害への心構えを高める</p> |

後期高齢者医療保険の被保険者の皆さまへ

① 資格確認書等の一斉更新に関するお知らせ

現在お使いいただいている「後期高齢者医療資格確認書」の有効期限は7月31日までとなっています。

現在は被保険者全員に資格確認書を交付しておりますが、令和8年8月の一斉更新以降は、次の表のとおり、資格情報のお知らせまたは資格確認書(緑色)を7月中旬に郵送します。

| | | | |
|-------|------------|--------------------------------------|-----------|
| 85歳以上 | 資格確認書を交付 | | |
| 84歳以下 | マイナ保険証登録なし | 資格確認書を交付 | |
| | マイナ保険証登録あり | 直近1年間でマイナ保険証の利用が6回以上かつ直近3か月以内に利用実績あり | 資格情報のお知らせ |
| | | 上記以外 | 資格確認書を交付 |

現在お持ちの資格確認書(薄紫色)は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。(返却は不要です)

※資格確認書は簡易書留郵便でお届けします。簡易書留郵便は受け取り印が必要になりますので、入院などご不在の場合には、資格確認書が受け取れないことがあります。住所地以外に送付を希望される場合は、あらかじめ各総合支所・出張所・健康増進課窓口または郵送で送付先変更の手続きをしてください。

※資格情報のお知らせは普通郵便でお届けします。

◆点字シールを貼った資格確認書を希望の人へ
新しい資格確認書または資格情報のお知らせに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」、封筒に「資格確認書在中」または「資格情報のお知らせ在中」と点字シールを貼ってお送りします。ご希望の人は、健康増進課医療保険班へ6月19日(金)までにご連絡ください。

② 保険料について

保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬に送ります。

◆ 保険料の決まり方

1年間の保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と被保険者本人の令和7年中の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人一人に賦課されます。

また、令和8年度からは医療分の保険料と合わせて「子ども・子育て支援納付金分」を含めて賦課されます。

1年間の保険料 (上段:医療分 下段:子ども分)

1年間の保険料
【限度額】 85万円
2万1千円

||

| | |
|-------------------|---|
| 均等割額 | 所得割額 |
| 63,513円 1,354円 | (前年所得 - 43万円) × 11.36% + (前年所得 - 43万円) × 0.24% |

※所得の少ない人は、世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて保険料が軽減されます。

保険料の納め方

○ 特別徴収(年金からの天引き)

年金の受給額が年18万円以上の人で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない人が対象となります。

※「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年

金天引きとならない場合があります。

※年金天引きの開始時期は75歳の誕生日等(資格取得日)によって異なります。決定通知書で確認してください。

○ 普通徴収(納付書または口座振替での納付)

特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替での納付となります。

また口座振替での納付となります。
お支払い方法を口座振替に変更できます
納付書でのお支払いの人で口座振替への変更を希望される場合は、振替を希望する金融機関へ通帳および通帳のお届け印をお持ちいただき、手続きを願います。

すでに特別徴収(年金からの天引き)の人でも、役場の窓口へ申請することにより、保険料の支払い方法を、特別徴収から口座振替へ変更することができます。手続きは最初に、振替を希望する金融機関で口座振替の手続きをお願いします。その後、役場の窓口へ「口座振替依頼書(お客様控え)」をお持ちになり「納付方法変更申出書」を提出してください。(口座振替の申し込みだけでは特別徴収は中止となりません)

また、過去に後期高齢者医療保険の口座振替を登録している場合は、役場の窓口へ「納付方法変更申出書」のみを提出してください。

問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎ 0820(73) 5502

令和7年度下半期 町の財政状況 (3月末現在)

町では条例に基づき、年2回、財政状況を公表しています。

今回は、令和7年度下半期(令和8年3月31日現在)の収支、町債(町が長期にわたり返済する借入金)の残高、町有財産の状況についてお知らせします。

一般会計

歳入(歳入予算および収入済額)

| 科 目 | 予算額 | 収入済額 | 予算対比 |
|-------------------|-------------|--------------|--------|
| 町 税 | 14億 679万円 | 14億 891万円 | 100.2% |
| 地方譲与税・交付金 | 5億 3,015万円 | 6億 5,868万円 | 124.2% |
| 地方交付税 | 76億 3,612万円 | 79億 38万円 | 103.5% |
| 分担金・負担金・使用料・手数料 | 2億 1,741万円 | 1億 9,688万円 | 90.6% |
| 国庫支出金 | 15億 9,708万円 | 11億 5,805万円 | 72.5% |
| 県 支 出 金 | 8億 8,576万円 | 7億 2,538万円 | 81.9% |
| 繰 入 金 | 13億 7,996万円 | 9億 5,214万円 | 69.0% |
| 繰 越 金 | 5億 6,557万円 | 5億 6,557万円 | 100.0% |
| 町 債 | 13億 7,140万円 | 1,010万円 | 0.7% |
| その他(財産収入・寄附金・諸収入) | 7億 1,640万円 | 3億 6,086万円 | 50.4% |
| 合 計 | 163億 664万円 | 139億 3,695万円 | 85.5% |

歳出(歳出予算および支出済額)

| 科 目 | 予算額 | 支出済額 | 予算対比 |
|---------------------|-------------|--------------|-------|
| 議 会 費 | 9,407万円 | 9,132万円 | 97.1% |
| 総 務 費 | 32億 4,096万円 | 24億 891万円 | 74.3% |
| 民 生 費 | 26億 7,365万円 | 23億 4,340万円 | 87.6% |
| 衛 生 費 | 15億 3,511万円 | 11億 9,937万円 | 78.1% |
| 農 林 水 産 業 費 | 8億 395万円 | 5億 6,928万円 | 70.8% |
| 商 工 費 | 7億 2,790万円 | 5億 2,825万円 | 72.6% |
| 土 木 費 | 4億 5,313万円 | 3億 316万円 | 66.9% |
| 消 防 費 | 5億 63万円 | 4億 5,228万円 | 90.3% |
| 教 育 費 | 13億 1,388万円 | 9億 4,811万円 | 72.2% |
| 公 債 費 | 18億 765万円 | 18億 755万円 | 99.9% |
| その他(災害復旧費・諸支出金・予備費) | 31億 5,571万円 | 23億 4,504万円 | 74.3% |
| 合 計 | 163億 664万円 | 129億 9,667万円 | 79.7% |

特別会計

| 会計名 | 予算額 | 収入済額 | 予算対比 | 支出済額 | 予算対比 |
|-----------|------------|------------|-------|------------|-------|
| 国民健康保険事業 | 27億3,301万円 | 21億9,977万円 | 80.5% | 22億9,660万円 | 84.0% |
| 後期高齢者医療事業 | 5億301万円 | 4億7,069万円 | 93.6% | 4億3,719万円 | 86.9% |
| 介護保険事業 | 33億8,929万円 | 27億3,039万円 | 80.6% | 28億595万円 | 82.8% |
| 渡船事業 | 1億6,902万円 | 7,698万円 | 45.5% | 1億1,718万円 | 69.3% |
| 合計 | 67億9,433万円 | 54億7,783万円 | 80.6% | 56億5,692万円 | 83.3% |

下水道事業・病院事業会計

| 会計名 | 区分 | 収入 | | | 支出 | | |
|-------|-------|------------|------------|--------|------------|------------|--------|
| | | 予算額 | 収入済額 | 予算対比 | 予算額 | 支出済額 | 予算対比 |
| 下水道事業 | 収益的収支 | 13億3,561万円 | 13億1,787万円 | 98.7% | 11億1,864万円 | 10億564万円 | 89.9% |
| | 資本的収支 | 24億818万円 | 10億1,662万円 | 42.2% | 27億4,537万円 | 15億326万円 | 54.8% |
| 病院事業 | 収益的収支 | 44億5,893万円 | 39億6,966万円 | 89.0% | 47億442万円 | 44億9,246万円 | 95.5% |
| | 資本的収支 | 3億3,810万円 | 3億3,831万円 | 100.1% | 10億6,587万円 | 10億6,587万円 | 100.0% |

町有財産の状況

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 土地 | 1,412,272.41 m ² |
| 建物 | 202,916.28 m ² |
| 山林 | 7,010,086.18 m ² |
| 有価証券・出資による権利 | 52億7,343万円 |

| | | |
|----|-------------------|------------|
| 基金 | 財政調整基金 | 74億4,348万円 |
| | 減債基金 | 7億1,553万円 |
| | 県収入証紙購入基金 | 300万円 |
| | 奨学資金貸付基金 | 1,004万円 |
| | 福祉振興基金 | 2億1,500万円 |
| | 国民健康保険基金 | 7億8,556万円 |
| | 介護給付費準備基金 | 3億6,579万円 |
| | まち・ひと・しごと創生基金 | 8,782万円 |
| | 土地開発基金(現金) | 2億646万円 |
| | 土地開発基金(土地) | 6,489万円 |
| | 中山間ふるさと・水と土保全対策基金 | 3,113万円 |
| | 周防大島高等学校通学支援費給付基金 | 2,291万円 |
| | ちびっ子医療費助成事業基金 | 9,844万円 |
| | 観光振興事業助成基金 | 5,624万円 |
| | 福祉医療費一部負担金事業基金 | 3,495万円 |
| | ふるさと応援基金 | 1億8,663万円 |
| | CATV加入促進事業基金 | 1,504万円 |
| | 外国語活動推進事業基金 | 4,472万円 |
| | 合併地域振興基金 | 20億4,476万円 |
| | 森林環境整備基金 | 2,075万円 |
| | 学校給食費無償化事業基金 | 8,916万円 |
| | 医療確保対策事業基金 | 8,025万円 |
| | 高等学校等通学支援費給付金 | 1,800万円 |
| 合計 | 126億4,055万円 | |

町債残高の状況(会計別)

| | |
|-------|-------------|
| 一般会計 | 141億9,705万円 |
| 特別会計 | 116億1,121万円 |
| 渡船事業 | 3,505万円 |
| 下水道事業 | 74億3,932万円 |
| 病院事業 | 41億3,684万円 |
| 合計 | 258億826万円 |

一時借入金状況

| | |
|--------|----|
| 3月末現在高 | 0円 |
|--------|----|

※予算対比は、小数点以下1位未満を四捨五入しています。

国民健康保険税の口座振替が便利です

～ 6月15日～8月31日は口座振替推進月間 ～

☎ 税務課 徴収対策班 ☎ 0820-74-1008

国民健康保険は、加入者全員が保険税を出し合い、必要な医療費に充てる助け合いの制度です。後期高齢者医療制度や職場などで保険に入っている人を除き、誰もが国民健康保険に入ることが義務付けられています。

本町において国民健康保険税の収納率は、近年の経済の低迷とともに低下を余儀なくされてきており、国保財政は厳しいものとなっております。このことから町では「周防大島町国民健康保険収納対策緊急プラン」を策定し、収納率の向上を図ることとしています。

このプランにおける具体的な改善策として、口座振替推進月間を実施し、一層の徴収率の向上を図るとともに国民健康保険財政の安定化を目指します。

申込手続きの方法

町内の取扱金融機関に、申込用紙が備え付けられていますので、その場で必要事項を記載の上、お申し込みいただけます。

町外の店舗には、申込用紙

を備え付けていないので、あらかじめ税務課にご連絡をいただければ送付させていただきます。申込用紙の記入方法が分からない場合は、税務課までお気軽にお問い合わせください。

手続き（申請書記載）に必要なもの

・ 預貯金通帳（口座番号が確認できるもの）

・ 預貯金通帳の届出印

取扱金融機関

山口銀行、北九州銀行、西京銀行、山口県農業協同組合、山口県漁業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

※インターネットを経由して

口座振替の手続きを行う

サービス（Web口座振替

受付サービス）ができるよ

うになりました（一部金融

機関を除く）。詳しくは町

ホームページをご覧ください。



町ホームページ

重度心身障害者の方には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していただきます。今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

対象となる人の要件

(1) 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの人

(2) 療育手帳Aをお持ちの人

(3) 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人

(4) 障害年金1級の受給者

(5) 特別児童扶養手当1級の受給者等

助成の要件

対象となる人の要件のいずれかに該当し、一定の所得制限額を超えない人は、お近くの総合支所・出張所で申請をしてください。（所得制限額に

ついてはお問い合わせください）

なお、すでに受給している65歳未満の人には更新書類を送付していますので、手続きをお済みでない人は6月中旬に手続きをしてください。

ただし、65歳以上の人については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を今月末までに郵送します。

手続きに必要なもの

・ 資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険証、マイナンバーの保険資格情報を印刷したもの（いずれか1つ）

・ 対象になる要件が確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など）

受給者証有効期間

7月1日から

令和9年6月30日まで

問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

税負担の公平性を確保するために 町税の滞納処分を強化しています

税金の滞納はありませんか？税金は納税者の皆さんが、定められた期間内に自ら納めていただくものです。定められた納期限までに納付のない場合は「滞納」になり、滞納状態が続くと法に基づき、滞納処分を行うこととなります。町では、税を納めていただいている人との公平性を保つ

ために、また重要な自主財源の確保のためにも、滞納処分をより強化しています。なお、本年度も専門知識を有した山口県税務課職員とともに町税を徴収する併任徴収制度を実施します。

滞納のある人は滞納処分を受ける前に、お早めに納税相談、早期納付をお願いします。



▲自動車のタイヤロック

●納税方法のご相談、納期限までの納付にお困り等、納税のご相談は税務課徴収対策班へご連絡ください。

滞納処分の流れ

①督促・催告

自主納付をお願いする文書、電話等による督促・催告を行います。また、督促のほかに、納期限の翌日から納付した日までの期間に応じ延滞金が加算されます。

②財産調査

①の指定期日までに納付がない人は、地方税法、国税徴収法の規定に基づき財産（預貯金・給与・生命保険・売掛等債権、不動産、組合等の出資金など）の調査を行います。

③差押

調査により発見した財産を差し押さえます。自動車などにはタイヤロックを実施します。

④搜索

高額滞納者の居宅、事務所を財産調査のため搜索し、財産があれば差し押さえを行います。税徴収のための搜索は裁判所の令状を必要としません。

⑤公売・換価充当

差し押さえた財産は公売（売却）等により換価（現金化）し、滞納金に充当します。

令和7年度滞納処分等の実績

◇給与等調査 45件 ◇官公署等調査 121件
◇預貯金・生命保険調査 419人 ◇差押 30件

税務課 徴収対策班 ☎0820-74-1008

旧田布施農業高等学校大島分校閉校校舎跡地の利用者を募集します

旧田布施農業高等学校大島分校閉校校舎跡地を有効活用し、地域振興を図るため、施設の利用を希望する個人・団体等から利用計画を募集します。

提出方法
郵送または持参（電子メール不可）
※応募様式等は、町ホームページからダウンロードできます。
問い合わせ

場所
周防大島町小松91-4ほか

政策企画課地域振興班
☎0820(74)1007

対象施設
温室作業室、実習棟1、実習棟2、温室6棟、空き地

HP <https://www.town.suo-oshima.lg.jp/>

利用期間
原則5年間とします。

利用条件
基本的には無償貸付とします。ただし、施設の維持管理費等は、利用者の負担とします。

応募期間
6月15日(月)～7月14日(火)
午後5時まで

提出場所
〒742-2192
周防大島町小松126番2
周防大島町役場
総務部 政策企画課あて



町ホームページ

介護保険制度のサービスと保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんで介護が必要な方を支え合う制度です。市区町村が保険者となり、加入者の皆さんの保険料と公費を財源に運営しています。

☎ 介護保険課 介護保険班 ☎ 0820 (73) 5503

1 サービスの使い方

介護や支援が必要と感じたら、次のような流れで介護サービスを利用することができるようになります。

① 要介護認定を受けます

(1) 本人または家族が、介護保険課・各総合支所・出張所および※ぴったりサービスを利用し要介護認定の申請をします。

※国が運営するマイナポータルから電子申請ができるサービスです。利用する際は本人確認のためマイナンバーカードが必要になります。

(2) 調査員が訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取り調査を行います。

(3) 訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で、審査・判定します。

(4) 認定結果通知書と介護保険証を送付します。

② ケアプランを作成します

どんな介護サービスを、いつ、どのくらい利用するかを決める計画を作ります。

要介護1～要介護5の人

・在宅サービスの利用…居宅介護支援事業者へ相談します。
・施設サービスの利用…介護保険施設と直接契約します。
要支援1・要支援2の人
・周防大島町地域包括支援センターへ相談します。

③ ケアプランに基づいてサービスを利用します

サービスの種類には次のようなものがあります。詳しくは、介護保険課へご相談ください。

在宅サービス

〈自宅で利用する〉
ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行う訪問介護などがあります。

〈施設に通い(泊まり)利用する〉

日帰りで、入浴や食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどを受ける通所介護(デイサービス)や、医療機関や介護老人保健施設に通い、リハビリテーションを受ける通所リハビリテーション(デイケア)があります。

また、短期間、介護老人保健施設などに宿泊して、介護やリハビリテーションを受ける短期入所生活介護(ショートステイ)などもあります。

〈生活環境を整える〉

歩行器などの福祉用具貸与や、入浴用のいすなどの購入費用が支給されます。

また、住宅の手すり取り付けや段差の解消などの改修費用が支給されます。(購入費用・改修費用は限度額あり)

施設サービス(要介護1～5の人のみ)

介護や医療が長期間必要な人は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)原則、要介護3以上の人が利用できます。介護老人保健施設、介護医療院に入所して施設のサービスを利用します。

地域密着型サービス

認知症の人が、少人数で共同生活を送りながら介護や機能訓練などを受け、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や、18人以下の地域密着型通所介護(デイサービス)、在宅や通いなどを組み合わせて、介護や機能訓練などを受ける小規模多機能型居宅介護などがあります。

2 介護保険料について

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っており、現在は令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画となります。

65歳以上の人の保険料は算出された介護保険料基準額をもとに、所得に応じて分かれています。詳しくは次のページをご確認ください。

※基準保険料額(年額) 6万7800円

【参考】第8期基準保険料額6万6600円 ※第1段階、第2段階、第3段階の保険料は消費税増税による財源を充て軽減の強化を実施します。

令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の特例措置

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除が55万円から65万円へ引き上げられました。

介護保険制度は介護保険料を見込んで介護保険事業を運営しています。介護保険料は住民税の課税状況や合計所得金額を算定基準としています。今回の税制改正により介護保険料の収入が減少して第9期介護保険事業計画の事業運営に支障がでることを避けるため、介護保険法施行令の規定について税制改正の影響を受けないよう改正が行われました。

令和8年度の介護保険料の算定に限り、給与収入が55万1千円以上190万円未満の人は、介護保険料の算定基準となる合計所得金額が税制改正前の水準まで引き上げられ、住民税の課税・非課税段階の判定についても同様に、税制改正前の基準に基づいて計算されます。そのため、税制改正の影響により令和8年度の住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階は課税とみなす場合があります。介護保険制度を持続していくための措置となりますので、ご理解いただきませうようお願いいたします。

3 介護保険料の納め方

40～64歳の人(第2号被保険者)の保険料
加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

65歳以上の人の保険料
・受給する年金が年額18万円以上の人(月額1万5000円以上の人)
年金の支払い(年6回)の際に、介護保険料が特別徴収(年金から天引き)になります。

・受給する年金が年額18万円未満の人や年度の途中で65歳になった人など普通徴収となりますので、納付書または口座振替で個別に納めます。各総合支所・出張所、町指定の金融機関、

コンビニ等でのご納付またはスマートフォン決済をご利用ください。

※コンビニ納付では、納付書をホッチキスで留めたものなど、納付できないものもあります。コンビニで納付ができない場合は、納付書裏面に記載の金融機関または役場窓口で納付してください。

※納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をおすすめします。町指定の金融機関で手続きできます。

※災害など特別な事情で介護保険料の納付が困難な場合は、減免や徴収猶予を受けられる場合があります。収入や所得等を確認する必要がありますので、ご相談ください。

保険料を納めないでいると

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1/3割ですが、滞納期間に応じて、利用者が費用の全額をいったん自己負担となる場合や、利用者負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなる場合があります。

●令和8年度介護保険料納入通知書(決定通知書)については、7月中旬に郵送します。

第9期(令和6年度～令和8年度)の介護保険料

| 所得段階 | 対象者 | 算定式 | 年額 |
|-------|--|---------------------------------|----------------------|
| 第1段階 | ①生活保護受給者 ②町民税非課税者かつ老齢福祉年金※ ¹ 受給者 ③町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入※ ² が82万6,500円以下の人 | 基準額 × 0.285 | 19,320円 |
| 第2段階 | 町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が82万6,500円を超え120万円以下の人 | 基準額 × 0.485 | 32,880円 |
| 第3段階 | 町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える人 | 基準額 × 0.685 | 46,440円 |
| 第4段階 | 町民税課税世帯で、本人に町民税が課税されていない | 前年の合計所得金額+課税年金収入が82万6,500円以下の人 | 基準額× 0.9 61,020円 |
| 第5段階 | | 前年の合計所得金額+課税年金収入が82万6,500円を超える人 | 基準額× 1.0 67,800円 |
| 第6段階 | 本人に町民税が課税されている | 前年の合計所得金額が年間120万円未満の人 | 基準額× 1.2 81,360円 |
| 第7段階 | | 前年の合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の人 | 基準額× 1.3 88,140円 |
| 第8段階 | | 前年の合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の人 | 基準額× 1.5 101,700円 |
| 第9段階 | | 前年の合計所得金額が年間320万円以上420万円未満の人 | 基準額× 1.7 115,260円 |
| 第10段階 | | 前年の合計所得金額が年間420万円以上520万円未満の人 | 基準額× 1.9 128,820円 |
| 第11段階 | | 前年の合計所得金額が年間520万円以上620万円未満の人 | 基準額× 2.1 142,380円 |
| 第12段階 | | 前年の合計所得金額が年間620万円以上720万円未満の人 | 基準額× 2.3 155,940円 |
| 第13段階 | | 前年の合計所得金額が年間720万円以上の人 | 基準額× 2.4 162,720円 |

※¹老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた人が受給している年金です。

※²課税年金収入=老齢年金等の収入(遺族、障害年金等の非課税年金以外)

がん検診を受けましょう！

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

○がん検診（集団検診）日程

| 地区 | 会場 | 日にち |
|----|--------------|----------|
| 橘 | 日良居体育館 | 6月23日(火) |
| | | 6月24日(水) |
| | たちばなケアプラザ | 7月14日(火) |
| | | 7月15日(水) |
| 東和 | 油田農村環境改善センター | 6月30日(火) |
| | 旧和田出張所 | 7月1日(水) |
| | 東和総合センター | 7月2日(木) |
| | 白木出張所 | 7月3日(金) |
| 大島 | 蒲野農村環境改善センター | 7月7日(火) |
| | | 7月8日(水) |
| | しまとびあスカイセンター | 7月9日(木) |
| | | 7月10日(金) |
| | 沖浦農村環境改善センター | 7月16日(木) |
| 久賀 | 農業者健康管理センター | 6月25日(木) |
| | | 6月26日(金) |

実施項目

肺がん検診^{*1}、胃がん検診、大腸がん検診^{*2}、子宮頸がん検診、乳がん検診

受付時間

待ち時間短縮のために、受付時間を指定してご案内しています。

検診機関から届くご案内をご確認ください。

※新たに申し込みを希望される場合は、事前にご連絡ください。(大腸がん検診の追加申し込みはできません)

※¹肺がん検診のみを申し込みされた人は、8月下旬から9月の検診日を改めてご案内します。

※²大腸がん検診の申し込みをされた人は、左表の「日にち」が容器提出日となります。

○女性のがん検診（子宮頸がん検診・乳がん検診）は医療機関でも受けられます

検診期間 7月1日(水)～令和9年3月31日(水)

対象者 ・20歳以上で、昨年度、町の子宮頸がん検診を受けていない女性
・40歳以上で、昨年度、町の乳がん検診を受けていない女性

検診料金 子宮頸がん検診 1,500円 / 乳がん検診 1,700円

お持ちいただくもの 住所が確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）、受診票、自己負担金

| 医療機関名 | 検診項目 | 住所 | 電話番号 | 予約方法・受付時間 |
|----------|-----------|----------------|--------------|---|
| 大島病院 | 子宮頸がん | 周防大島町小松 1415-1 | 0820-74-2580 | 予約不要 毎週火曜日のみ実施 (8:30～11:00) |
| 優クリニック | 子宮頸がん | 柳井市中央 1-8-8 | 0820-22-0317 | 予約不要 (平日9:00～12:00、 14:00～18:00 / 土曜日9:00～ 11:30) |
| 周東総合病院 | 子宮頸がん・乳がん | 柳井市古開作 1000-1 | 0820-22-3456 | 健康管理センターに予約 (10:00～16:00) |
| 大和総合病院 | 子宮頸がん・乳がん | 光市岩田 974 | 0820-48-2111 | 健診科に予約 (13:00～16:30) |
| 岩国医療センター | 子宮頸がん・乳がん | 岩国市愛宕町 1-1-1 | 0827-35-5872 | 予約センターに予約 (8:30～17:15) |

○前立腺がん検診

検診期間 6月1日(月)～令和9年3月31日(水)

対象者 50歳以上の男性

検査方法 血液検査を行い、血液中のPSA検査（前立腺特異抗原値）を測定します。（特定健診・健康診査と同時に受けると採血が1回で済みます）

検診料金 【町内の医療機関】1,500円

【特定健診・健康診査 集団健診会場】1,000円

お持ちいただくもの

住所が確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）、自己負担金

申込方法

特定健診や健康診査の予約時にお申し出ください。

| 医療機関名 | 場所 | 電話番号 |
|-------------|------|---------|
| 山中医科歯科クリニック | 久賀 | 72-0152 |
| おげんきクリニック | 小松 | 74-2490 |
| 野村医院 | 横見 | 76-0017 |
| 川口医院 | 外入 | 78-0306 |
| しまかぜ在宅支援診療所 | 平野 | 78-2533 |
| 正木内科医院 | 西安下庄 | 77-0021 |
| 安本医院 | 土居 | 73-0822 |
| 大島病院 | 小松 | 74-2580 |
| 東和病院 | 西方 | 78-0310 |
| 橘医院 | 西安下庄 | 77-1000 |

※検診を受けることができるのは、検診期間中1回のみです。

国民健康保険の被保険者の皆さまへ

国民健康保険に加入されている人は、毎年7月中旬ごろに新しい「資格確認書」等の書類を交付します。交付物はマイナ保険証の登録状況により異なりますのでご確認ください。

■マイナンバーカードをお持ちでない人やマイナ保険証の利用登録が済んでいない人

- ・資格確認書が交付されます。なお、マイナ保険証利用登録をご希望の場合は、医療機関等にある顔認証付きカードリーダーやマイナポータル、役場総合支所等で登録ができます。
- ・限度額適用認定証が必要な人は申請により交付します。



■マイナ保険証の利用登録済の人

- ・マイナ保険証で医療機関等を受診してください。
- ・既に資格情報のお知らせをお持ちの人には新しい書類の送付はありません。ただし、次に該当する人には新しい資格情報のお知らせが交付されます。
- (1) 70歳以上の人（負担割合確認のため）
- (2) 住所変更等により記載内容に変更があった人
- (3) 令和7年8月1日以降にマイナ保険証を登録した人
- ・限度額適用認定証の申請はマイナ保険証で確認できるため不要です。

■マイナ保険証の利用が困難な人

高齢や障害等を理由に、マイナ保険証での受診が困難な人は申請により資格確認書が交付されます。その他、ご不明な点等ございましたら健康増進課医療保険班までお問い合わせください。

問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎ 0820 (73) 5502

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120 (95) 0178

人権擁護委員の活動紹介 (人権の花)

人権擁護委員は、「人権の花」運動を推進しています。

「人権の花」運動は、小学生が花を育てることにより、命の大切さや思いやりなど、基本的な人権を尊重する精神を育むことを目的として行われている運動です。

今年度は、浮島小学校に「人権の花」としてヒマワリやマリーゴールドを贈呈し、大切に育てられています。

関係課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505



▲「人権の花」贈呈式の様子 (浮島小学校)

6月は住環境衛生推進月間 ～お家の環境、見直しませんか？～

気温や湿度が高くなるこの時期は、住まいの衛生環境に特に注意が必要です。快適な夏を過ごすために、ご家庭で次の2つのポイントを実践しましょう。

◆ポイント1

害虫の発生を防ぎましょう！

ゴキブリなどの衛生害虫は、食中毒や感染症の原因になることがあります。発生を防ぐには、エサとなる食べ物や生ごみの管理、隠れ家となる場所の清掃が第一です。駆除のために薬剤を使用する際は、説明書をよく読んで正しく使いましょう。

◆ポイント2

上手な換気で空気をきれいに！

建材などから出る化学物質は、気温が高くなると室内に広がり、頭痛などの「シックハウス症候群」を引き起こすことがあります。意識して窓を開け、空気を入れ替えましょう。対角線上など、2か所の窓を開けると効果的です。各対策の詳しい情報や相談窓口は、町ホームページをご確認ください。

関係課 生活衛生課 生活衛生班

☎ 0820 (79) 1012



町ホームページ

令和8年度地域づくり活動支援事業の 補助金交付団体が決定しました

スタートアップ支援事業（新規の活動や小規模な活動の立ち上げ・実施）

| 団体名 | 事業名 |
|----------------|--------------|
| 一般社団法人 笠佐島を守る会 | 笠佐島たけのこ掘り体験会 |

ステップアップ支援事業（自立化を図る・活動の定着）

| 団体名 | 事業名 |
|-----------------|--------------------------------|
| 瀬戸内ゆめづくりの会 | 白木半島地区の里山再生 |
| 地家室石風呂伝承会 | 地家室地区地域づくり |
| 島のこども食堂運営委員会 | こども食堂を中心とした楽しい多世代交流で強める地域のつながり |
| 周防大島ジャカランダの会 | 周防大島をジャカランダの花で紫に染めるプロジェクト |
| 特定非営利活動法人はちともりと | 地域資源を活用した青空市開催事業 |
| 三浦創生の会 | ふるさと文化継承集いの場 |

問い合わせ

政策企画課 地域振興班 ☎ 0820-74-1007

町内の団体から公募していた令和8年度周防大島町地域づくり活動支援事業について、審査会の結果が町長へ報告され、次の7団体の事業に補助金交付が決定しました。

地域づくり活動支援事業は、新たな個性や特性を育むネットワークやシステムを形成する事業や、地域の人材育成、住民参画の機運を育むイベントやワークショップ等の開催などの事業に対して補助するもので、スタートアップ支援事業で20万円を上限に、ステップアップ支援事業で50万円を上限に交付されます。

○情報公開制度の運用状況

| 実施機関区分 | 請求件数 | 決定区分等 | | | 審査請求 |
|---------|------|-------|------|-----|------|
| | | 公開 | 部分公開 | 非公開 | |
| 町長 | 74 | 42 | 25 | 7 | 0 |
| 教育委員会 | 20 | 12 | 5 | 3 | 0 |
| 議会事務局 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 監査委員 | 8 | 1 | 3 | 4 | 1 |
| 農業委員会 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 病院事業管理者 | 18 | 6 | 6 | 6 | 2 |
| 計 | 124 | 62 | 41 | 21 | 3 |

○個人情報保護制度の運用状況

| 実施機関区分 | 請求件数 | 決定区分等 | | | | 審査請求 |
|--------|------|-------|------|-----|----|------|
| | | 開示 | 部分開示 | 非開示 | 却下 | |
| 町長 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |

☎政策企画課 広報情報統計班 ☎ 0820-74-1007

情報公開・ 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度は、町が持っているさまざまな町政情報を知りたい時に、町民の皆さんからの請求に応じて、その情報の閲覧や写しの交付を行うものです。

個人情報保護制度は、町の保有する個人情報の適正な取り扱いや保護に関して必要な事項を定めることにより、個人の権利・利益の保護を図るとともに、自分の情報について開示請求したり、誤りがある場合などに訂正を請求したりすることのできる制度です。

各制度の令和7年度の運用状況についてお知らせします。

令和7年度地域づくり活動支援事業が実施されました

令和7年度周防大島町地域づくり活動支援事業について次の6団体により事業が実施されましたので、その内容を報告します。

スタートアップ支援事業（新規の活動や小規模な活動の立ち上げ・実施）

| 団体名 | 事業名 | 実施内容 |
|-----------------|--------------------------|---|
| 地家室石風呂伝承会 | 地家室地区地域づくり | 石風呂体験や、塩づくり体験、地家室地域の散策など地家室の石風呂を活用した各種活動の推進や、周辺環境整備により地域の憩いの場の提供を行いました。 |
| 周防大島ジャカラダの会 | 周防大島をジャカラダの花で紫に染めるプロジェクト | 世界三大花木ジャカラダを周防大島の新たな地域資源として育成・定着させ、将来的な景観育成や観光振興、交流促進につなげるため、令和7年度は鉢上げや培養土・肥料を用いた育成環境の整備を行い、苗木育成体制の確立に重点を置いた活動を行いました。 |
| 特定非営利活動法人はちともりと | 地域資源を活用した青空市開催事業 | 地域の小規模事業者、農業者の生産意欲の向上を目的に、地域資源を活用した青空市を定期的で開催しました。 |
| 三蒲創生の会 | ふるさと文化継承集いの場 | 多世代交流による地域づくりを目的に、小学生を対象としたみかん収穫体験やジュースづくりの出前授業を実施、また、コロナ禍以前に開催していた夏祭りを復活させ、文化伝統行事の継承活動を行いました。 |

ステップアップ支援事業（自立化を図る・活動の定着）

| 団体名 | 事業名 | 実施内容 |
|------------|-----------------------|---|
| 海辺の会 | 海と山と心のファミリースタディーツアー事業 | 周防大島は夏だけでなく、どの季節でも海に関するイベントや学びがあるという状況を目指し、着衣泳体験や浮島と漁業の歴史の学習、親子SUP体験教室など、町内を中心に活動する団体や事業者と連携し、周防大島の海を切り口にイベントを開催しました。 |
| 瀬戸内ゆめづくりの会 | 白木半島地区の里山再生 | 景観地、旧跡を巡るハイキングコースの整備や、旅する蝶「アサギマダラ」を呼び寄せるフジバカマなどを植栽し、白木半島地区周辺の耕作放棄地や里山の整備、保全により環境向上と地域の活性化を図り、賑やかな過疎地を目指す活動を行いました。 |

問い合わせ 政策企画課 地域振興班 ☎ 0820-74-1007

民生委員児童委員の活動紹介（久賀地区協議会）

民生委員・児童委員の仕事は高齢者や障害者、子育て世帯のサポートなど多岐にわたります。久賀地区協議会では毎月定例会を開き、地域の課題や状況を迅速に共有することで地域の人の安心安全な暮らしが実現できるよう努めています。民生委員・児童委員は同じ地域に暮らす隣人として、困りごとを抱える人と行政をつなぐ橋渡し役を担っています。地域に関わるすべての人が安心して暮らせる社会を目指し、日々活動しています。

問い合わせ

福祉課 民生福祉班
☎ 0820 (77) 5505



▲定例会の様子

周防大島町の話題



▲柑きつ振興センターでの開講式の様子

今年も開講！みかんいきいき営農塾

5月8日、安下庄にある柑きつ振興センターで「周防大島みかんいきいき営農塾」の開講式が行われました。

これは周防大島町内の退職帰郷者や、町外に在住しながら町内での就農や農作業支援を希望する人を対象に、年間を通じて柑きつ生産技術の研修を実施し、周防大島みかん産地の新たな担い手育成を目的としています。

第25期目となる今年度も、町内外から27人が参加し、毎月1回栽培技術を学びます。

開講式の中で、藤本町長も「周防大島の大切な一次産業である柑橘を、ぜひとも盛り上げていただきたい」と思いを伝えました。

周防大島の魅力満喫

5月17日、道の駅サザンセットとうわをスタート・ゴールに、サイクルイベント「シマクル2026 周防大島」が開催されました。

今年はロングコース（約90km）に2つのルート（山ルート・海ルート）が用意され、ミドルコース（約40km）と合わせて全国各地から約500人が参加しました。

参加者は、瀬戸内海の多島美や人気のフォトスポットでの撮影など絶景を楽しみながら、またエイドステーションでは周防大島ならではの地元料理やアロハメニューなど周防大島の魅力を満喫しました。



▲今年は新企画としてハワイアンコーデでの参加も呼びかけ、アロハシャツを着た参加者も多く見られました

日本・ハワイ姉妹州姉妹都市サミットへ参加

5月21日、22日に第2回日本・ハワイ姉妹州姉妹都市サミットがハワイ州ホノルルで開催され、山口県から村岡県知事、柳居県議会議長、繁吉県教育委員会教育長と周防大島町からは藤本町長が参加しました。

本サミットは、ハワイ州との間で姉妹州・姉妹都市関係にある日本の自治体が一堂に会し、文化・教育・経済・相互親善などについて意見交換等を行うものであり、山口県・山口市と共同で設置した展示ブースにて周防大島町のPRを行いました。



▲母親が山口県出身であるデービット・イゲ前ハワイ州知事（左から6番目）との写真撮影を行う藤本町長（一番左）たち

温水プールの開館について

B&G 海洋センター温水プール（三蒲）が5月1日(金)から10月31日(土)まで開館しています。併せて、ベビーから大人まで幅広い年代を対象にした水泳教室も実施中です。すでに多くの人に申し込みいただいております。好評の教室となっています。興味のある人は奮ってご参加ください。

なお、成人クラスの一部について、下記のとおり時間変更があります。参加予定の方はご注意ください。

【時間変更のある教室】

「からだに優しい水中運動」「はじめて水泳教室（火曜日）」「はじめて水泳教室（水曜日）」

【変更後の時間】

午後1時30分から午後2時30分

利用料金やスケジュール等詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。

町ホームページ



※回数券の有効期限はありません。昨年の回数券も利用可能となっています。

☎ 周防大島町 B&G 海洋センター ☎ 0820-74-5300

防災に対する意識を

5月20日、安下庄の安下区民館で橘総合支所および総務課消防防災班による出前講座が行われました。

これは自治会等からの依頼に対し随時開催しているもので、今回は安下自治会の約20人が参加し、「過去の災害の記録」のほか、「防災・減災の心構え」と「自主防災組織」について学びました。

危機意識を高め、土砂災害や大雨に関する情報収集の方法や、地震に対する備えなどを再確認する良い時間となりました。



▲出前講座の様子

はじめてまして。地域おこし協力隊（農業振興・就農促進）の、信房将司と申します。

大阪府出身、北海道富良野市のスイカ農家で三年間働いた後、千葉県でハウスメーカーに勤めていたのですが、この度ご縁をいただき、今年一月、妻の親戚が住む周防大島に引っ越してきました。地域の皆さまが温かく受け入れてくださり、お陰様で毎日楽しく暮らしています。どうぞよろしくお願いたします。

現在は、「周防大島みかんカレッジ」で自身も農家になるための勉強をしながら、農業振興に関わる業務のお手伝いをさせていただいています。

「周防大島みかんカレッジ」は、新たな担い手育成の取り組みとして、JA、町、県が一体となり発足された、みかんの学校です。畑での作業はもちろん、実務的なポイントを実習で学べる時間

地域おこし協力隊員 信房将司の

しましまタイムズ

SHIMASHIMA TIMES

52

農林水産課

☎ 0820-79-1002



▲みかん農家になるため園地での実習に励む信房さん

の中で、年齢や経験も多様な同期の仲間と切磋琢磨しています。柑橘農家における一年の流れを覚えつつ、営農計画の研修や園地の相談など、充実した日々を送っています。

周防大島の柑橘産業の現状はとりわけ厳しく、当然十人十色で大変なところもあると、近頃は痛感しているところでもあります。その上で、全員参加でより良くしていこうという思いの集合体、その一つが「周防大島みかんカレッジ」だと、私は思っています。これを読んでくださったあなたに、まずは知っていただいたこと、感謝申し上げます。

現在柑橘や野菜を栽培されている人向けに、おおむね月一回のコースや塾も開かれています（毎年四月開講予定）ので、お気軽に町農林水産課、担い手支援センター（0820（79）1007）までお問い合わせください。

募 集

甲種防火管理新規講習

日時

・ 7月22日(水)

午前9時30分～午後4時30分

・ 7月23日(木)

午前9時～午後3時50分

※2日間の受講が必要です。

講習場所

柳井市文化福祉会館

(柳井市柳井3718)

受講費用

4100円(テキスト代)

受講手続き

最寄りの消防署、出張所での受取、または柳井地区広域消防組合のホームページからダウンロードした受講申込書に、必要事項を記入のうえ、電子メールまたは最寄りの消防署、出張所に申し込んでください。

※申込先メールアドレス

shidou@yanai19.jp

受付期間

6月15日(月)～6月30日(火)

問い合わせ

柳井地区広域消防本部予防課

☎0820(23)7774



ホームページ

柳井地域広域水道
企業団職員募集

職種

水道技術職(大学卒業程度)

採用予定人員 若干名

受験資格

平成4年4月2日以降に生まれた人で、次にいずれかに該当する人

- ・ 学校教育法に規定する大学(企業団がこれと同等と認めるものを含む。)を卒業した人、または令和9年3月31日までに卒業する見込みの人
- ・ 学校教育法に規定する高等専門学校もしくは短期大学を卒業した人、もしくは令和9年3月31日までに卒業する見込みの人、または企業団がこれと同等の資格があると認める人

第1次試験日時

8月2日(日)

午前10時～11時45分

第2次試験 9月中旬予定

場所 柳井市役所

受験申込受付期間

7月2日(木)まで

採用予定日

令和9年4月1日

受験申込書請求・問い合わせ

〒742-0031
柳井市南町1-10-2
柳井地域広域水道企業団総務課
☎0820(25)0255

※受験申込書は企業団のホームページでも印刷できます。

刑務官採用試験

試験日(1次試験)

9月20日(日)

募集

(1) 刑務

(2) 刑務(武道)

(3) 刑務(社会人)

※(武道)は実技試験あり

受験資格

- ・ (1)おおよび(2)：平成9年4月2日～平成21年4月1日まで
- ・ (3)：昭和61年4月2日～平成9年4月1日までに生まれた人

成9年4月1日までに生まれた人

募集期間

7月10日(金)～23日(木)

※詳しくは、ホームページをご確認ください。

問い合わせ

岩国刑務所

☎0827(41)0136



ホームページ

消防設備士試験

試験日 9月6日(日)

場所

下関市、山口市、周南市

試験の種類

・ 甲種(特類、第1～5類)

・ 乙種(第1～7類)

受験願書受付期間

書面申請および電子申請

7月6日(月)～7月17日(金)

※電子申請の詳細については、(二財)消防試験研究センターのホームページで確認してください。

書面申請受付

最寄りの消防署、出張所および周東地区危険物安全協会
問い合わせ

周東地区危険物安全協会

☎0820(22)3025

柳井地区広域消防本部予防課

☎0820(23)7774



相 談

不妊専門相談会

日時

7月17日(金)

午後3時から(予約制)

場所

山口県柳井総合庁舎

(柳井市南町3丁目9-3)

内容

産婦人科医師、公認心理師・生殖心理カウンセラーによる不妊・不育に関する相談や不妊治療に関する情報提供対象者

不妊・不育に関する悩みやストレスをお持ちの人、不妊治療に関する情報提供を希望される人

費用 無料

申込締切

7月8日(水)までに電話で予約してください。(先着順)

秘密は固く守りますので御安心ください。

問い合わせ・申し込み

山口県柳井健康福祉センター
地域保健班

☎0820(22)3631

お知らせ

児童手当現況届について

現況届とは、毎年6月1日の状況を把握し、受給者が6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。児童手当制度の改正により令和4年度から児童の養育状況が変わっていないければ、現況届の提出が原則不要になりました。ただし、次に該当する人は提出が必要です。

- ・ 現況届が必要な人
- ・ 離婚協議中で配偶者と別居し、児童手当を受給している人
- ・ DV等の理由により、住民票の住所が周防大島町と異なる人
- ・ 第三子以降算定額算定者のうち学生以外の人がいる人
- ・ その他、町から現況届提出の案内があった人

※公務員の人は勤務先へ提出してください。

手続き
届け出が必要な人へは6月はじめに「現況届のご案内」

を送付します。内容を確認し、必要事項を記載し、提出期限までに提出してください。

届出されない場合は、6月分以降の手当を受け取ることができなくなります。なお、児童手当等は児童の養育者（父母等）のうち、原則として令和7年中の所得が高い人が受給者となります。詳しくはホームページをご確認ください。

提出期限
6月30日(火)

提出場所

福祉課または各総合支所・出張所

変更届について

現在ご登録いただいている情報（氏名、住所、世帯構成、加入保険、連絡先等）に、変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

福祉課 とも家庭班
☎0820(77) 5508



教科書展示会

小学校・中学校・高等学校の教科用図書展示しています。どなたでも閲覧できますので、ご利用ください。

期間

7月24日(金)まで
午前8時30分～午後5時15分

場所
（閉庁日、休館日を除く）

周防大島町東和教科書センター（東和総合センター2階）
お問い合わせ
学校教育課 学校教育班

☎0820(78) 2204

ハンセン病患者のご家族に対する補償金制度について

「ハンセン病患者者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づくハンセン病患者の家族に対する補償金の請求期限が令和11年11月21日まで延長されています。

請求書の提出や請求に関するご相談については、相談窓口にご連絡ください。

問い合わせ

厚生労働省補償金相談窓口
☎03-3595-2262

午前10時～午後4時
（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

催し・講座

「ハワイ日系女性の軌跡」上映および監督トークイベント

この映画はハルカ遠くハワイに渡った日本女性とハワイで生まれた日系女性の歴史とガンバリズムを伝え残すドキュメンタリーです。

日時

7月4日(土)
午後2時～（1時30分開場）

定員

先着100名（入場無料）

場所

しまとびあスカイセンター
お問い合わせ
日本ハワイ移民資料館

☎0820(74) 4082

マリンレジャー安全講習会

マリンレジャーに関わる事業者等を対象に、安全意識の向上および事故防止を目的として、安全講習会を開催します。

日時

7月17日(金)
午後1時30分～2時30分

場所

道の駅サザンセトとうわ研修室

対象

周防大島町のマリンレジャー事業者（ボート、カヌー、SUP、釣り等）および一般の人

講師

柳井海上保安署職員

参加費 無料

※事前申込制（先着30名）
申し込み・問い合わせ
屋代島さとうみネットワーク

☎090-7507-2821



起業家育成基礎講座

起業入門型基礎講座

身近な起業のノウハウ

身近な事例を参考に、講義と演習を通して、興味・関心のあるビジネスについて起業プランを考えていきます。

日時 7月4日(土)・18日(土)

午後1時30分～4時

会場

島スクエアプラス起業教育研究センター(周防大島町小松91・4)

講師 中本和幸氏(中本経営コンサルタント事務所代表・中小企業診断士)

起業体験型基礎講座

やりたいを形にする! 最初のビジネスアイデアを創ろう!

「何から始めればいいのかかわからない」を、ビジネスアイデアに変える講座です。ワークで整理し、起業への「最初の一步」を具体化します。

日時

7月25日(土)

午後1時～4時

会場

みどりが丘図書館(柳井市柳井3776・2)

講師 元木昭宏氏(みるみらい代表・起業参謀)

申し込み方法

電話またはメールでお問い合わせください。(当日受付可、受講無料)

申し込み・問い合わせ

NPO法人島スクエアプラス

☎090(7979)4615

✉npo-shimaplus@sea.icn-tv.ne.jp

バンブーオーケストラ

「いわくに竹楽坊」定期演奏会

里山の恵みである竹を有効活用した竹楽器の製作・演奏活動を通して、里山文化の魅力・素晴らしさを伝えます。

日時

7月26日(日)

午後1時30分～

(開場午後1時)

場所

大島文化センター

入場料

無料(事前申し込みは必要ありません)

問い合わせ

いわくに竹楽坊事務局
☎090・8719・5422

宮本常一記念館公開講座

宮本常一昭和10年周防大島調査ノートを読む

宮本常一が周防大島で作成した民俗調査ノートを手掛かりとして、島の伝統的な生活文化について考えます。

日時

第1回

7月11日(土)

午後1時30分～2時30分

主として浮島のイワシ網に関する記録を読みます。

第2回

8月29日(土)

午後1時30分～2時30分

沖家室島の一本釣り等に關する記録を読みます。

※どちらか一方でもご参加いただけます。

ただけです。

会場

東和総合センター 大ホール

講師

板垣優河(宮本常一記念館学芸員)

定員

各回とも50名(予約不要・先着順)

参加費 無料

ただしテキストとして「宮本常一農漁村探訪録28」の購

入ないし持参が必要です。

テキストは当日受付でも販売します(1冊1000円)。

問い合わせ

宮本常一記念館
☎0820(78)2514

**サザンセト音楽祭
(郷土芸能・邦楽の部)
出演者募集**



日時

10月11日(日)

午後1時30分(開演)

会場

サンビームやない

(柳井市柳井3670・1)

募集内容

郷土芸能の部

郷土芸能(郷土に伝わる民

話に基づいた創作劇を含む)

出演時間は15分以内

邦楽の部

邦楽(箏曲、民謡、和太鼓等)

出演時間は10分以内

応募資格

柳井市、周防大島町、上関町、平生町に在住、在勤、在学する個人または団体で、原則として一定の技術水準に達している人

応募方法

申込書に必要事項を記入の上、郵送、メールまたは直接お届けください。申込書は、ホームページまたは町内では各公民館・総合センターに設置しています。

応募期限

7月8日(水)必着

その他

毎年1月に開催しておりますが、今年度はサンビームやない改修工事の都合により、例年より早い開催予定となっておりますのでご注意ください。

申し込み・問い合わせ

サザンセト音楽祭実行委員会(サンビームやない内)

☎0820(22)0111

✉sunbeam@city-yanai.jp

【夏休み特別企画】
周防大島エコキッズ
サマースクール参加者募集

親子で楽しめる工作体験イベントを開催します。夏休みの自由研究にもぴったり！参加費は無料ですが、事前申込が必要です。

日時

7月26日(日)

午前10時～午後3時

(午前の部、午後の部)

場所

しまとびあスカイセンター

対象 小学生(保護者同伴)

内容 LEDランタン工作など
※各講座の募集人数や申込方法など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班
☎0820(79)1012



町ホームページ



6月は「外国人雇用啓発月間」

『ともに働き、ともに支える社会へ
～外国人雇用はルールを守って適正に～』

外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れや離職の際に、その氏名、在留資格、在留期間、その他在留カード番号などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。雇用保険被保険者とならない外国人の届出については、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」で24時間、365日いつでも簡単に届出できます。

また、外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する機会が確保されるよう、事業主が行うべき事項について、法律に基づき指針が定められています。事業主の皆さまには、この指針に沿って職場環境の改善に取り組むことをお願いいたします。

詳しくは、ハローワークまでご相談ください。

問い合わせ

ハローワーク柳井 ☎0820-22-2661

柳井警察署だより

大丈夫ですか「梅雨期の防災対策」

山口県内では、昨年8月、前線の停滞による大雨の影響で、軽傷者1名、住家浸水等の被害が発生しました。梅雨期に備え、次のことに注意して災害から身を守りましょう。

【平素の心がけ】

- 自治体が作成しているハザードマップを活用して、家庭で災害発生時の役割分担や集合場所、避難場所、避難ルートを確認しましょう。
- 両手が使えるように、避難時は避難グッズを入れたリュックサック等を準備しておきましょう。
- スマートフォン等から、最新の気象情報を確認するようにしましょう。



問い合わせ

柳井警察署 ☎0820-23-0110

「社会を明るくする運動」
強調月間

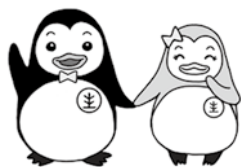
毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間です。期間中、周防大島町社会を明るくする運動推進委員会(委員長・藤本浄孝町長)・大島保護区保護司会・大島地区更生保護女性会等により、啓発行動として町内の啓発街宣を行います。

また、啓発活動や「社会を明るくする運動 中学校生徒の主張発表大会」や町内小中学校を対象とした「社会を明るくする運動作文コンテスト」なども行います。

「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の改善更生に理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

問い合わせ

福祉課 民生福祉班
☎0820(77)5505



更生ペンギンの
ホゴちゃん[®]とサラちゃん[®]

暮らしの相談 (6月21日～7月21日)

相談所

| 相談 | 日時 | 場所 | 備考・問い合わせ等 |
|---------|--------------------|----------------------------|---|
| 常設人権相談所 | 毎週月～金曜日 (休日を除く) | 8:30～17:15 | 山口地方税务局 岩国支局 (岩国市錦見一丁目 16-35) ☎ 0827-43-1125 |
| 特設人権相談所 | 7月3日(金) | 9:30～11:30 | 東和総合センター ○差別、いじめ、嫌がらせ等の相談 ☎ 福祉課 民生福祉班 ☎ 77-5505 |
| 育児相談 | 6月25日(木) | 10:00～11:30 | しまとぴあスカイセンター※ たちばなケアプラザ※ 久賀福祉センター ○お子さんの発育・発達や食事等の相談 ※助産師による相談あり ☎ 福祉課 ども家庭班 (ども家庭センター) ☎ 77-5508 |
| | 7月10日(金) | | |
| | 7月21日(火) | | |
| こころの相談 | 7月3日(金) | 10:00～12:00 | 久賀福祉センター ○要予約 ☎ 健康増進課 健康づくり班 ☎ 73-5504 |
| 認知症相談 | 7月6日(月) | 9:00～12:00 | 日良居庁舎 ○相談日以外も可能 ☎ 地域包括支援センター ☎ 73-5506 |
| 出張年金相談 | 毎月第3火曜日 | 10:00～12:00 13:00～16:00 | 久賀総合センター ○要予約 ☎ 岩国年金事務所 ☎ 0827-24-2222 |

税務相談

| 相談 | 日時 | 備考・問い合わせ等 |
|---------------------------|--|-------------------------------------|
| 個人相談 (所得税・消費税等) | 6月第2～4水曜日 9:00～16:00 7月第1・2水曜日 9:00～16:00 | ○要予約 ☎ 柳井税務署 ☎ 0820-22-0277 |
| 法人相談 (法人税・消費税・源泉所得税・印紙税等) | 毎月第1・3金曜日 9:00～16:00 | 音声案内 「2」→ 「7」「8」 |
| 資産相談 (相続税・贈与税・譲渡所得) | 毎週月曜日 9:00～16:00 | ○要予約 ☎ 徳山税務署 ☎ 0834-51-1122 (直通) |

電話相談

| 相談 | 時間 | 電話番号 |
|-------------------------|-----------------|--|
| 国税に関する一般的な相談 (電話相談センター) | 8:30～17:00 | ☎ 0570-00-5901 |
| 救急医療電話相談 | 子ども (15歳未満) の相談 | 19:00～翌8:00 # 8000 (利用できない場合 ☎ 083-921-2755) |
| | おとな (15歳以上) の相談 | 毎日24時間 # 7119 (利用できない場合 ☎ 083-921-7119) |

※緊急・重症の場合は、迷わず119番してください。

【相談】
数年前、クレジットカードを作った。最近、クレジットカードを使っていないのに毎月一定額の引き落としがあることに気づいた。カード会社に問い合わせると「申込み時からリボ払いになっており、残債が18万円ある」と言われた。リボ払いにした覚えはなく、手数料を支払いたくない。

【ワンポイント講座】
このようなトラブルに遭わないため、次の点に注意しましょう。

1つ目、リボ払いは、あらかじめ設定した一定の金額を毎月支払う方法です。月々の支払額を一定にできず、支払いが長期化し手数料がかさむことがあります。

2つ目、リボ払い専用カードや支払方法がリボ払いに設定されているカードは、自動的にリボ払いになります。カードを申し込むときは、よく確認しましょう。

3つ目、利用明細を確認することで、意図せずリボ払いになっていた場合も早く気づくことができます。利用明細は毎月必ず確認し、不明な点があれば、すぐにカード会社に連絡してください。

**めざせ！
かしこい
消費者**

【相談窓口】
柳井地区広域
消費生活センター
☎ 0820-22-2125
山口県
消費生活センター
☎ 083-924-0999
消費生活上の不安
や心配を感じたら
消費生活センター
にご相談ください。

**クレジットカードの利用明細は必ず確認！
意図せぬリボ払いに注意**

しっちょる？ やっちょる？ 健康づくり！

～「ちょび塩」でおいしく運動・活動で元気に！～ No. 155

高血圧のはなし ～家族歴～

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

健診・がん検診が始まりました。皆さん年に1度は受診していますか。

健診・がん検診が始まるにあたり、町内医療機関の医師・看護師さん、事務の方々と話をする機会がありました。その中で、「親の血圧が高い人こそ気をつけて欲しい」というアドバイスをいただきましたので紹介します。

血圧の今昔

「年齢とともに血圧が上がるのは自然のことだから、少々高くても大丈夫」と思っていませんか。確かに、40年前の高血圧の基準は180/100mmHg以上で、自分の年齢に100を足した数値が血圧の標準といわれる時代がありました。しかし、この40年間に『血圧が120未満/80未満mmHgで脳卒中や心筋梗塞になる危険性が最も低い』という科学的根拠が蓄積され、次の表にある高血圧の基準値を超えないことが大きな病気を防ぐカギとなることが明らかになりました。年々、血圧の基準が厳しくなっているのはこのためです。さらに、家庭でリラックスして測る「家庭血圧」は、体調や季節による変化にいち早く気づくことができるとして、特に重要視されています。

【高血圧の基準値】

(単位：mmHg)

| | 上の血圧 | 下の血圧 |
|-------|-------|------|
| 診察室血圧 | 140以上 | 90以上 |
| 家庭血圧 | 135以上 | 85以上 |

両親の血圧が高い人へ

「自分は高血圧の家系だから、血圧が高くても仕方がない(気にしない)」という人はいませんか？冒頭のアドバイスをくれた川口医院院長川口新治先生は、診療の中で「家族歴」を大切にされているそうです。「家族歴」とは、両親や兄弟、血のつながった親族の健康状態や患った病歴のことで、家族歴イコール自分が罹りやすい病気ともいえます。川口先生によると、脳卒中や心筋梗塞等の大きな病気を起こした人の多くに「実は以前から血圧が高かった」という人が多いだけでなく、「そういえば親も血圧が高かった」と、後から気づく人も少なくないそうです。今回、地域の皆さんに向けて「このはなしが、家族歴の把握や自分の血圧を再確認する機会になれば幸いです」との温かいメッセージをいただきました。

「ちょっと高いだけ」「たまたま高かっただけ」と、からだが見逃さない危険信号を見逃さないでくださいね。

病院事業局からのお知らせ

～町立橋医院歯科の紹介～

私たち橋医院歯科では、地域の皆さまがいつまでも美味しく食事をし、笑顔で毎日を過ごせるよう、一人一人に寄り添った歯科診療を心がけています。

痛みに対して一時的な治療を求めるのではなく、生涯健康的な口腔を維持するために、個々に応じた歯科定期健診がとても重要になります。「痛みがでてきた」という場合、むし歯・歯周病がかなり進行しており、歯の寿命を縮めることにもなり、治療にも時間がかかります。年齢とともに、むし歯だけでなく歯周病のリスクも高くなり、さらに悪いことに初期段階では歯周病は無痛的に進行していき、全身疾患である糖尿病や心臓病などの要因になることもあります。

歯科定期健診では、ブラッシングができていないか、む

し歯や歯周病、被せものや義歯の不具合、粘膜の異常、かみ合わせなどをチェックし、口腔トラブルの早期発見・早期治療へと導きます。

町立医院として、皆さまの健康寿命を延ばすお手伝いができる「お口のかかりつけ医」を目指してまいります。どうぞお気軽にご来院ください。

※歯科は要予約となっておりますので、来院前にお問い合わせにてご相談ください。

☎ 0820 (77) 1000

〒0820 (77) 1000

橋医院歯科外来担当表

| 受付時間 | 月～金 |
|------------------------------|-------|
| 8:30～11:30 (診療開始 9:00～) | 右田 泰之 |
| 13:00～16:00 (診療開始 13:30～) | |



ホームページ

周防大島町が運営する住民参加型のローカルテレビ。毎週火曜に番組の更新を行い、6時～24時まで繰り返し放送！放送した番組のDVDは図書館で貸し出しを行っています。一部の番組はYouTubeで視聴もできます。

周防大島チャンネルはケーブルテレビアイ・キャンに加入することでご覧になれます。ケーブルテレビ新規加入促進補助金も適用されます。詳しくはアイ・キャン（☎0120-189234、携帯電話の方は☎0827-22-5678）にお問い合わせください。

－ 6月は周防大島町議会定例会の様を生中継・再放送します－

6月23日～29日



周防大島高校吹奏楽部 第16回定期演奏会

3月15日に開催された周防大島高校吹奏楽部の定期演奏会の様子をお届け。今年は現役部員に加え、アロハ・フラ島高、柳井吹奏楽団などが参加しました。県立高校として最後の周防大島高校吹奏楽部の演奏をお楽しみください。



すおうおしまお元気いきいき体操
《準備体操～下半身編》

医療・行政 MaaS 事業紹介ソング
『GO!GO!MaaS くん』

東和病院のリハビリの先生と考案した体操です。日常に必要な筋肉を鍛えましょう。

周防大島町で進める「医療・行政 MaaS」の紹介です。

6月30日～7月6日



周防大島観光協会番組『シマタビ』
第25回～大島大橋ビュースポットを巡る～

周防大島観光協会のメンバーが体当たりで島の観光を紹介します。今回は、開通50周年の「大島大橋」のお勧めビュースポットを巡ります。



島景色2～見つめる、島のあしあと～
其の3「大島大橋・瀬戸公園」

周防大島の風景と歩みを見つめる番組。今回は、今年開通50周年の大島大橋と大多満根神社がある瀬戸公園を紹介します。

7月7日～13日



民泊のススメ第83回～
～民泊受入れで変わったこと・変わらないこと～

アイ・キャン
ニュースダイジェスト

8年前の民泊受入担当・小島さんと、民泊受入れの移り変わりなどを語ります。

6月に放送した周防大島町のニュースを一挙放送。

7月14日～20日



あの時の周防大島【赤石まつり (2012.5 放送)】

周防大島町政
お知らせリレー7月

周防大島チャンネル過去映像の中から懐かしい番組を再放送。今回は、2012年5月に放送した「赤石まつり」をお届けします。

周防大島町からのお知らせをお届けします。

今月の納期 (普通徴収)

【町県民税】
第1期分

納期限 6月30日(火)

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

休日在宅当番医 9:00～17:00

| 日にち | 医療機関 | 連絡先 |
|-------------|-------------|-----------|
| 6月21日(日) | 山中医科歯科クリニック | ☎ 72-0152 |
| 6月28日(日) | おげんきクリニック | ☎ 74-2490 |
| 7月5日(日) | 川口医院 | ☎ 78-0306 |
| 7月12日(日) | 正木内科医院 | ☎ 77-0021 |
| 7月19日(日) | 橘医院 | ☎ 77-1000 |
| 7月20日(月)(祝) | 野村医院 | ☎ 76-0017 |
| 通年 | 大島病院 | ☎ 74-2580 |
| | 東和病院 | ☎ 78-0310 |

人のうごき (5月1日現在) ※増減は前月比

| | | |
|----|---------------|----------|
| 人口 | 12,976人 (-22) | 増：出生 4人 |
| 男 | 6,074人 (+3) | 転入 69人 |
| 女 | 6,902人 (-25) | 減：死亡 45人 |
| 世帯 | 7,772戸 (+13) | 転出 50人 |

あなたらしさが、社会のチカラ

男女共同参画週間 6月23日(火)～29日(月)

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である6月23日から1週間は、「男女共同参画週間」です。全ての人々が、自らの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するには、皆さん一人一人の取組が必要です。

☎政策企画課 地域振興班 ☎ 0820-74-1007

献血を実施します (400ml 限定)

皆さまのご協力をお願いします。

| | |
|---------|--------------------------------|
| 7月7日(火) | しまとびあスカイセンター 午前9時30分～11時30分 |
| | 農業者健康管理センター 午後1時30分～4時 |

☎健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

このコーナーはPDF版では掲載していません。

大島大橋開通 50 周年 記念式典を開催します

7月4日(土) 午後5時～6時40分
大島文化センター ホール (小松138-1)

入場無料

内 容：大島大橋の歴史を振り返る映像上映
小学生の絵はがき紹介
中学生の作文発表
子どもたちによるフラダンス(ケイキフラ)
定 員：先着200名(事前申し込み不要)

◎ご来場者には、グラフィックデザイナー新村則人さん(浮島出身)デザインの「オリジナルトートバッグおよび缶バッジ」を差し上げます。



問い合わせ 総務課 ☎0820-74-1000